

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		特定動物飼養者に対する措置命令
根拠条例・規則名		動物の愛護及び管理に関する法律
条 項		動物の愛護及び管理に関する法律第 32 条
所 管 部 課		保健衛生局 保健部 動物愛護ふれあいセンター (電話：048-840-4150)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	以下の規定に違反し特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定動物に係る飼養又は保管の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。  特定動物飼養者は、その許可に係る飼養又は保管をするには、当該特定動物に係る特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の環境省令で定める方法によらなければならない。
	設定等年月日	平成 18 年 6 月 1 日設定 令和 5 年 4 月 1 日最終改正
備 考		